

令和元年度一般会計歳入歳出決算に係る不認定の議決を踏まえて講じた措置について

1 不認定になった日

令和2年9月25日

2 講じた措置の内容

一般会計における適正な事務執行体制の強化に資するため、次の措置を講じた。

(1) 事務処理の適正な執行に向けた措置

ア 予算執行等における法令、規則等の遵守の徹底

地方自治法第96条に基づいた議決事件、鉾田市予算規則、鉾田市文書事務取扱規程等関連制度の周知、法令及び規則等の遵守及び適正な事務執行の徹底を全職員に指示した。

イ 契約事務における規程及びマニュアルの整備

これまでの工事及び委託業務に加え、物品購入の手続きについても適正な執行が図られるよう規程及びガイドラインを整備し、事務手続きの明文化を図った。

ウ 事務執行体制強化に向けた職員教育等

契約事務関係の研修会を実施し、職員教育の充実を図った。また、全ての各課等に対し、契約、予算、物品、事務決裁に関わる規則等を配布し、職場内研修の実施に努め職員への基礎知識の向上を図った。さらに、物品契約については、新たに入札・契約事務の手順シートを様式化しチェック機能の強化を図った。